

高知大学医学部附属病院における役職者の命免に係る学長の権限

又は事務の委任に関する規則

平成 30 年 7 月 10 日
規 則 第 2 3 号

(委任)

第 1 条 学長は、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における診療科長、診療科副科長、その他の役職者の命免に関し、国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則（平成 16 年規則第 22 号）第 2 条に規定する職員の採用等における発令者として行う学長の権限又は事務を病院長に委任するものとする。ただし、学長自らがその権限又は事務を行うことを妨げない。

(雑則)

第 2 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 10 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。